

第三者行為（交通事故）提出書類

殿

N D S 健康保険組合

| | |
|-----------------------------------|--|
| ① 自動車事故のとき | ◎健康保険 第三者の行為による傷病届 ＜添付書類＞ 1) 自動車事故証明書＜自動車安全運転センター（警察）が発行＞ 2) 事故発生状況報告書 3) 念 書 4) 診 断 書＜医師が発行＞ |
| ② それ以外のとき | ◎健康保険 第三者の行為による傷病届 ＜添付書類＞ 1) 負傷原因届 2) 念 書 3) 診 断 書＜医師が発行＞ |
| ③ 死亡のときは添付書類に「戸籍謄本」と「死亡診断書」を追加する。 | |
| ④ 示談が成立しているときは添付書類に「示談書の写し」を追加する。 | |

<注意事項>

- 1) 「自動車事故証明書」・「診断書」は「自動車安全運転センター」や「医師」が発行した本書を提出してください。
- 2) 提出書類が一式整いませんと保険会社に請求することが出来ません。整い次第すみやかに提出してください。健康保険組合からの督促があっても書類を提出されない場合には、健康保険組合が負担した医療費は被保険者に請求することになります。
- 3) 自損事故についても同じように、この書類一式を提出してください。

<治療状況の経過報告>

入院・通院にかかわらず、定期的に経過を報告してください。

<示談>

最終的には示談が行われますが、示談が成立する前に必ずN D S 健保に経過をご報告願います。(勝手な示談は禁物)